

明治三十八年通信省令第三十七号

鉄道抵当法施行規則

鉄道抵当法施行規則左ノ通定ム

前項ノ申請書ニハ鉄道財團目録ノ外管轄登記所ノ名称及所在地ヲ記載シタル書類ヲ添付スベシ

第二条 鉄道抵当法（明治三十八年法律第五十三号）第八条第二項ノ規定ニ依ル公告ハ会社法（平成十七年法律第八十六号）第九百三十九条ノ規定ニ基ク公告方法ニ依リ次ノ事項ヲ掲タルコトニ依リテ之ヲ為スベシ

一 鉄道財團ニ属スベキ線路ノ表示

二 鉄道抵当法ニ依リ鉄道財團設定ノ認可ノ申請ヲ為シタル旨

三 鉄道財團ニ属スベキモノニ関シ所有權以外ノ物權ヲ有スル者又ハ差押、仮差押若ハ仮処分ノ債権者又ハ鉄道財團ニ属スベキ不動産ニ関シ債權ヲ有スル者ハ国土交通大臣ニ申出ヅベキ旨

四 前号ノ申出ノ期間ノ末日

五 鉄道財團目録ハ国土交通省ニ備付ケタル旨及関係者ノ閲覧ニ供スル旨

前項第四号ノ期間ノ末日ハ国土交通大臣ガ鉄道抵当法第八条第一項ノ規定ニ依リ公告シタル期間ノ末日トス

前二項ノ規定ハ鉄道財團拡張ノ認可ヲ申請シタル場合ノ会社ノ公告ニ関シ之ヲ準用ス

第三条 鉄道財團拡張ノ認可申請書ニハ分割ヲ要スル事由ヲ記載シ会社ノ代表取締役又ハ代表執行役之ニ氏名ヲ記載シ鉄道抵当法第十三条ノ六第一項ニ掲タル目録ヲ添付スベシ

第一条第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四条 鉄道財團分割ノ認可申請書ニハ分割ヲ要スル事由及抵当權ノ目的タル鉄道財團ニ付テハ分割後抵当權ノ消滅スル鉄道財團ヲ記載シ会社ノ代表取締役又ハ代表執行役之ニ氏名ヲ記載シ鉄道抵当法第十三条ノ七ニ掲タル鉄道財團ノ外抵当權ノ目的タル鉄道財團ニ付テハ抵当權者ノ抵當權消滅ニ關スル承諾書ヲ添付スベシ

第五条 鉄道財團合併ノ認可申請書ニハ合併ヲ要スル事由ヲ記載シ会社ノ代表取締役又ハ代表執行役之ニ氏名ヲ記載スベシ

第六条 鉄道抵当原簿ハ別記第一号様式ニ依ル表紙及別記第二号様式ニ依ル原簿目録ヲ附シ鉄道財團ノ用紙ヲ編綴シテ之ヲ調整スベシ

鉄道抵当原簿ハバインダー式帳簿トス

第七条 鉄道財團ノ用紙ハ別記第三号様式ニ依リ之ヲ調整スベシ

第八条 鉄道財團ノ用紙ヲ閉鎖シタルトキハ之ヲ鉄道抵当閉鎖原簿ニ編綴スルコトヲ要ス

第九条 鉄道財團目録ハ別記第五号様式ニ依リ之ヲ調製スベシ

第十条 鉄道財團目録ニハ其ノ枚数ヲ表紙ノ裏面ニ記載シ会社ノ代表取締役又ハ代表執行役之ニ氏名ヲ記載スベシ

第十二条 鉄道財團目録ニ記載シタル事項ノ変更又ハ消滅ノ事由ヲ記載シ会社ノ代表取締役又ハ代表執行役之ニ氏名ヲ記載スベシ

第十三条 鉄道財團目録ノ様式ニ依リ变更又ハ消滅シタル事項ヲ記載シタル書類ヲ添付スベシ

第十四条 鉄道財團設定ノ登録申請書ニハ次ノ事項ヲ記載スベシ但シ鉄道抵当法第二十五条ノ二ノ抵當權ノ設定ノ場合ニ在リテハ第四号及第五号ニ掲ゲタル事項ニ代へ極度額及担保スベキ債權ノ範囲ヲ記載スベシ

一 鉄道財團ニ属スル線路ノ表示

二 抵當權者、債務者及鉄道財團ノ所有者ノ氏名又ハ名称及住所

三 抵當權ノ順位

四 債權額及償還ノ方法並二期限但シ担保付社債ノ總額ヲ數回ニ分子發行スル場合ニハ担保付社債ノ總額及担保付社債ノ總額ヲ數回ニ分子發行スル旨

五 利率及利息支払ノ方法並二期限但シ担保付社債ノ總額ヲ數回ニ分子發行スル場合ニハ担保付社債ノ利率ノ最高限度

六 特約事項（担保付社債ノ總額ヲ數回ニ分子發行スル場合ヲ除ク）

七 登錄原因及其ノ日付

八 抵當權設定ノ年月日

九 登錄免許税額

十 年月日及受附番号ヲ記載シ當該申請書ニ受附ノ年月日及受附番号ヲ記載スルコトヲ要ス但シ同一ノ鐵道財團ニ關シテ同時ニ數個ノ申請アリタルトキハ同一ノ受附番号ヲ記載スルコトヲ要ス

十一 受附帳ハ別記第六号様式ニ依リ之ヲ調製スベシ

十二 担保付社債ノ總額ヲ數回ニ分子發行スル場合ニ於テ其ノ回ノ担保付社債發行ニ關スル付記登錄申請書ニハ次ノ事項ヲ記載シ抵當權者及会社ノ代表取締役又ハ代表執行役之ニ氏名又ハ名稱ヲ記載スベシ

十三 条款

第十三条 登錄ニ關スル申請書ノ提出アリタルトキハ受附帳ニ登錄ノ目的、申請人ノ氏名、受附ノ年月日及受附番号ヲ記載シ當該申請書ニ受附ノ年月日及受附番号ヲ記載スルコトヲ要ス但シ同一ノ鐵道財團ニ關シテ同時ニ數個ノ申請アリタルトキハ同一ノ受附番号ヲ記載スルコトヲ要ス

第十四条 登錄免許税額

第十五条 登錄申請書ニハ信託証書ヲ添付スベシ前項ノ申請書ニハ信託証書ヲ添付スベシ

第十六条 登錄申請書其ノ他ノ書面ノ受領証ニハ受附ノ年月日及受附番号ヲ記載シ之ヲ準用ス但シ登錄申請書ハ正本一通及副本一通ヲ差出スベシ

第十七条 登錄申請書ハ正本一通及副本一通ヲ差出スベシ前項ノ受領証ハ登錄済証ヲ交付スルトキハ之ヲ還納セシムヘシ

第十八条 登錄申請書受附ノ順序ニ依リテ之ヲ為シ前項ノ登錄申請書其ノ他ノ書面ノ受領証ニハ受附ノ年月日及受附番号ヲ記載シ之ヲ準用ス但シ登錄申請書ハ正本一通及副本一通ヲ差出スベシ

第十九条 登錄申請書ハ正本一通及副本一通ヲ差出スベシ前項ノ登錄申請書其ノ他ノ書面ノ受領証ニハ受附ノ年月日及受附番号ヲ記載シ之ヲ準用ス但シ登錄申請書ハ正本一通及副本一通ヲ差出スベシ

第二十条 登錄申請書ハ正本一通及副本一通ヲ差出スベシ前項ノ登錄申請書其ノ他ノ書面ノ受領証ニハ受附ノ年月日及受附番号ヲ記載シ之ヲ準用ス但シ登錄申請書ハ正本一通及副本一通ヲ差出スベシ

第二十一条 登錄申請書ハ正本一通及副本一通ヲ差出スベシ前項ノ登錄申請書其ノ他ノ書面ノ受領証ニハ受附ノ年月日及受附番号ヲ記載シ之ヲ準用ス但シ登錄申請書ハ正本一通及副本一通ヲ差出スベシ

第二十二条 登錄申請書ハ正本一通及副本一通ヲ差出スベシ前項ノ登錄申請書其ノ他ノ書面ノ受領証ニハ受附ノ年月日及受附番号ヲ記載シ之ヲ準用ス但シ登錄申請書ハ正本一通及副本一通ヲ差出スベシ

第二十三条 登錄申請書ハ正本一通及副本一通ヲ差出スベシ前項ノ登錄申請書其ノ他ノ書面ノ受領証ニハ受附ノ年月日及受附番号ヲ記載シ之ヲ準用ス但シ登錄申請書ハ正本一通及副本一通ヲ差出スベシ

第二十四条 登錄申請書ハ正本一通及副本一通ヲ差出スベシ前項ノ登錄申請書其ノ他ノ書面ノ受領証ニハ受附ノ年月日及受附番号ヲ記載シ之ヲ準用ス但シ登錄申請書ハ正本一通及副本一通ヲ差出スベシ

第二十五条 登錄申請書ハ正本一通及副本一通ヲ差出スベシ前項ノ登錄申請書其ノ他ノ書面ノ受領証ニハ受附ノ年月日及受附番号ヲ記載シ之ヲ準用ス但シ登錄申請書ハ正本一通及副本一通ヲ差出スベシ

第二十六条 登錄申請書ハ正本一通及副本一通ヲ差出スベシ前項ノ登錄申請書其ノ他ノ書面ノ受領証ニハ受附ノ年月日及受附番号ヲ記載シ之ヲ準用ス但シ登錄申請書ハ正本一通及副本一通ヲ差出スベシ

第二十七条 登錄申請書ハ正本一通及副本一通ヲ差出スベシ前項ノ登錄申請書其ノ他ノ書面ノ受領証ニハ受附ノ年月日及受附番号ヲ記載シ之ヲ準用ス但シ登錄申請書ハ正本一通及副本一通ヲ差出スベシ

第二十八条 登錄申請書ハ正本一通及副本一通ヲ差出スベシ前項ノ登錄申請書其ノ他ノ書面ノ受領証ニハ受附ノ年月日及受附番号ヲ記載シ之ヲ準用ス但シ登錄申請書ハ正本一通及副本一通ヲ差出スベシ

第二十九条 登錄申請書ハ正本一通及副本一通ヲ差出スベシ前項ノ登錄申請書其ノ他ノ書面ノ受領証ニハ受附ノ年月日及受附番号ヲ記載シ之ヲ準用ス但シ登錄申請書ハ正本一通及副本一通ヲ差出スベシ

第三十条 登錄申請書ハ正本一通及副本一通ヲ差出スベシ前項ノ登錄申請書其ノ他ノ書面ノ受領証ニハ受附ノ年月日及受附番号ヲ記載シ之ヲ準用ス但シ登錄申請書ハ正本一通及副本一通ヲ差出スベシ

第三十一条 登錄申請書ハ正本一通及副本一通ヲ差出スベシ前項ノ登錄申請書其ノ他ノ書面ノ受領証ニハ受附ノ年月日及受附番号ヲ記載シ之ヲ準用ス但シ登錄申請書ハ正本一通及副本一通ヲ差出スベシ

第三十二条 登錄申請書ハ正本一通及副本一通ヲ差出スベシ前項ノ登錄申請書其ノ他ノ書面ノ受領証ニハ受附ノ年月日及受附番号ヲ記載シ之ヲ準用ス但シ登錄申請書ハ正本一通及副本一通ヲ差出スベシ

第三十三条 登錄申請書ハ正本一通及副本一通ヲ差出スベシ前項ノ登錄申請書其ノ他ノ書面ノ受領証ニハ受附ノ年月日及受附番号ヲ記載シ之ヲ準用ス但シ登錄申請書ハ正本一通及副本一通ヲ差出スベシ

第三十四条 登錄申請書ハ正本一通及副本一通ヲ差出スベシ前項ノ登錄申請書其ノ他ノ書面ノ受領証ニハ受附ノ年月日及受附番号ヲ記載シ之ヲ準用ス但シ登錄申請書ハ正本一通及副本一通ヲ差出スベシ

第三十五条 登錄申請書ハ正本一通及副本一通ヲ差出スベシ前項ノ登錄申請書其ノ他ノ書面ノ受領証ニハ受附ノ年月日及受附番号ヲ記載シ之ヲ準用ス但シ登錄申請書ハ正本一通及副本一通ヲ差出スベシ

第三十六条 登錄申請書ハ正本一通及副本一通ヲ差出スベシ前項ノ登錄申請書其ノ他ノ書面ノ受領証ニハ受附ノ年月日及受附番号ヲ記載シ之ヲ準用ス但シ登錄申請書ハ正本一通及副本一通ヲ差出スベシ

第三十七条 登錄申請書ハ正本一通及副本一通ヲ差出スベシ前項ノ登錄申請書其ノ他ノ書面ノ受領証ニハ受附ノ年月日及受附番号ヲ記載シ之ヲ準用ス但シ登錄申請書ハ正本一通及副本一通ヲ差出スベシ

第三十八条 登錄申請書ハ正本一通及副本一通ヲ差出スベシ前項ノ登錄申請書其ノ他ノ書面ノ受領証ニハ受附ノ年月日及受附番号ヲ記載シ之ヲ準用ス但シ登錄申請書ハ正本一通及副本一通ヲ差出スベシ

第三十九条 登錄申請書ハ正本一通及副本一通ヲ差出スベシ前項ノ登錄申請書其ノ他ノ書面ノ受領証ニハ受附ノ年月日及受附番号ヲ記載シ之ヲ準用ス但シ登錄申請書ハ正本一通及副本一通ヲ差出スベシ

第四十条 登錄申請書ハ正本一通及副本一通ヲ差出スベシ前項ノ登錄申請書其ノ他ノ書面ノ受領証ニハ受附ノ年月日及受附番号ヲ記載シ之ヲ準用ス但シ登錄申請書ハ正本一通及副本一通ヲ差出スベシ

第四十一条 登錄申請書ハ正本一通及副本一通ヲ差出スベシ前項ノ登錄申請書其ノ他ノ書面ノ受領証ニハ受附ノ年月日及受附番号ヲ記載シ之ヲ準用ス但シ登錄申請書ハ正本一通及副本一通ヲ差出スベシ

第四十二条 登錄申請書ハ正本一通及副本一通ヲ差出スベシ前項ノ登錄申請書其ノ他ノ書面ノ受領証ニハ受附ノ年月日及受附番号ヲ記載シ之ヲ準用ス但シ登錄申請書ハ正本一通及副本一通ヲ差出スベシ

第四十三条 登錄申請書ハ正本一通及副本一通ヲ差出スベシ前項ノ登錄申請書其ノ他ノ書面ノ受領証ニハ受附ノ年月日及受附番号ヲ記載シ之ヲ準用ス但シ登錄申請書ハ正本一通及副本一通ヲ差出スベシ

第四十四条 登錄申請書ハ正本一通及副本一通ヲ差出スベシ前項ノ登錄申請書其ノ他ノ書面ノ受領証ニハ受附ノ年月日及受附番号ヲ記載シ之ヲ準用ス但シ登錄申請書ハ正本一通及副本一通ヲ差出スベシ

第四十五条 登錄申請書ハ正本一通及副本一通ヲ差出スベシ前項ノ登錄申請書其ノ他ノ書面ノ受領証ニハ受附ノ年月日及受附番号ヲ記載シ之ヲ準用ス但シ登錄申請書ハ正本一通及副本一通ヲ差出スベシ

第四十六条 登錄申請書ハ正本一通及副本一通ヲ差出スベシ前項ノ登錄申請書其ノ他ノ書面ノ受領証ニハ受附ノ年月日及受附番号ヲ記載シ之ヲ準用ス但シ登錄申請書ハ正本一通及副本一通ヲ差出スベシ

第四十七条 登錄申請書ハ正本一通及副本一通ヲ差出スベシ前項ノ登錄申請書其ノ他ノ書面ノ受領証ニハ受附ノ年月日及受附番号ヲ記載シ之ヲ準用ス但シ登錄申請書ハ正本一通及副本一通ヲ差出スベシ

第四十八条 登錄申請書ハ正本一通及副本一通ヲ差出スベシ前項ノ登錄申請書其ノ他ノ書面ノ受領証ニハ受附ノ年月日及受附番号ヲ記載シ之ヲ準用ス但シ登錄申請書ハ正本一通及副本一通ヲ差出スベシ

第四十九条 登錄申請書ハ正本一通及副本一通ヲ差出スベシ前項ノ登錄申請書其ノ他ノ書面ノ受領証ニハ受附ノ年月日及受附番号ヲ記載シ之ヲ準用ス但シ登錄申請書ハ正本一通及副本一通ヲ差出スベシ

第五十条 登錄申請書ハ正本一通及副本一通ヲ差出スベシ前項ノ登錄申請書其ノ他ノ書面ノ受領証ニハ受附ノ年月日及受附番号ヲ記載シ之ヲ準用ス但シ登錄申請書ハ正本一通及副本一通ヲ差出スベシ

第五十一条 登錄申請書ハ正本一通及副本一通ヲ差出スベシ前項ノ登錄申請書其ノ他ノ書面ノ受領証ニハ受附ノ年月日及受附番号ヲ記載シ之ヲ準用ス但シ登錄申請書ハ正本一通及副本一通ヲ差出スベシ

第五十二条 登錄申請書ハ正本一通及副本一通ヲ差出スベシ前項ノ登錄申請書其ノ他ノ書面ノ受領証ニハ受附ノ年月日及受附番号ヲ記載シ之ヲ準用ス但シ登錄申請書ハ正本一通及副本一通ヲ差出スベシ

第五十三条 登錄申請書ハ正本一通及副本一通ヲ差出スベシ前項ノ登錄申請書其ノ他ノ書面ノ受領証ニハ受附ノ年月日及受附番号ヲ記載シ之ヲ準用ス但シ登錄申請書ハ正本一通及副本一通ヲ差出スベシ

第五十四条 登錄申請書ハ正本一通及副本一通ヲ差出スベシ前項ノ登錄申請書其ノ他ノ書面ノ受領証ニハ受附ノ年月日及受附番号ヲ記載シ之ヲ準用ス但シ登錄申請書ハ正本一通及副本一通ヲ差出スベシ

第五十五条 登錄申請書ハ正本一通及副本一通ヲ差出スベシ前項ノ登錄申請書其ノ他ノ書面ノ受領証ニハ受附ノ年月日及受附番号ヲ記載シ之ヲ準用ス但シ登錄申請書ハ正本一通及副本一通ヲ差出スベシ

第五十六条 登錄申請書ハ正本一通及副本一通ヲ差出スベシ前項ノ登錄申請書其ノ他ノ書面ノ受領証ニハ受附ノ年月日及受附番号ヲ記載シ之ヲ準用ス但シ登錄申請書ハ正本一通及副本一通ヲ差出スベシ

第五十七条 登錄申請書ハ正本一通及副本一通ヲ差出スベシ前項ノ登錄申請書其ノ他ノ書面ノ受領証ニハ受附ノ年月日及受附番号ヲ記載シ之ヲ準用ス但シ登錄申請書ハ正本一通及副本一通ヲ差出スベシ

抵当原簿ノ當該登録ヲ鐵道抵当原簿ニ移シ且當該軌道財團目録中軌道トアルヲ鐵道ト更正スルコトヲ要ス
前項ノ手続ヲ為シタルトキハ國土交通大臣ハ職權ヲ以テ鐵道抵当原簿ノ當該登録用紙ニ其ノ事由ヲ記載シテ之ヲ閉鎖スルコトヲ要ス
第一項ノ手続ヲ為シタルトキハ國土交通大臣ハ直ニ其ノ旨ヲ管轄登記所ニ通知シ且官報ヲ以テ其ノ旨ヲ公告スルコトヲ要ス
該物件ヲ記載シ土地台帳又ハ家屋台帳ノ謄本及當該物件ノ状況ヲ疎明スルニ足ル略図ヲ添付ス
前項ノ申請書ハ正本一通及副本一通ヲ差出スヘシ但シ副本ニハ同項ノ書類ヲ添付スルコトヲ要セス
第十九条 鉄道抵当原簿若ハ鐵道財團目録ノ謄本若ハ抄本ノ交付又ハ鐵道抵当原簿若ハ鐵道財團目録ノ閲覽ヲ請求スル者ハ申請書ニ記名シテ之ヲ差出スヘシ但シ抄本ヲ請求スル場合ニ於テハ抄本ノ交付ヲ請求スル部分ヲ記載スヘシ
第二十条 鉄道抵当原簿若ハ鐵道財團目録ノ謄本又ハ抄本ノ交付ヲ請求スル者ハ其ノ用紙一枚ニ付手数料金百六十円ヲ納ムヘン但シ一枚ニ満タサルモノト雖モ仍ホ之ヲ一枚ニ計算ス
手数料ハ收入印紙ヲ以テ申請書ニ貼付シテ之ヲ納ムヘシ
第二十一条乃至第二十七条 削除

第三十条 附 則 本規則ハ鐵道抵当法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二十八条 附 則 (大正八年八月一三日閣令第一七号) 本令ハ大正八年八月十五日ヨリ之ヲ施行ス
明治四十五年閣令第一号ハ之ヲ廢止ス
附 則 (昭和二年五月九日鐵道省令第一号) 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
附 則 (昭和八年五月一八日鐵道省令第三号) 本令ハ昭和八年八月三一日鐵道省令第一二号)
附 則 (昭和一四年八月三一日鐵道省令第一号) 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
附 則 (昭和一八年一月一日運輸通信省令第一号) 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
附 則 (昭和二〇年五月一九日運輸省令第一号) 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
附 則 (昭和二六年六月二九日運輸省令第五三号) 1 この省令は、昭和二十六年七月一日から施行する。但し、鐵道抵当法施行規則第十六条ノ二第二項及び第三項並びに第十八条ノ二第三項の改正規定は、自動車抵当法施行法(昭和二十六年法律第百八十八号)施行の日から施行する。
2 この省令は、昭和二十七年六月三十日までは、なお改正前の同様式によるが、昭和二十七年四月一日から施行する。

第十八条 附 則 鉄道抵当法第三十七条第一項但書ノ証明情報ノ提供ヲ受ケントスル者ハ申請書ニ当該物件ヲ記載シテ之ヲ閉鎖スルコトヲ要ス
第一項ノ手続ヲ為シタルトキハ國土交通大臣ハ直ニ其ノ旨ヲ管轄登記所ニ通知シ且官報ヲ以テ其ノ旨ヲ管轄登記所ニ通知シ且官報ヲ以テ

3 商法の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第百六十七号)施行前に社債募集の決議をした場合には、当該社債の募集のための鐵道抵当権設定の認可申請書に添付すべき書類についての改正後の鐵道抵当法施行規則第二条第一項第二号の規定の適用については、なお従前の例による。
附 則 (昭和三年四月一八日運輸省令第二二号) 抄
1 (施行期日) この省令は、公布の日から施行する。
2 運輸大臣は、昭和三十一年九月三十日までにこの省令による改正前の鐵道抵当法施行規則(以下「旧規則」という。)の規定による鐵道抵当原簿(以下「旧原簿」という。)をこの省令による改正後の鐵道抵当法施行規則(以下「新規則」という。)の規定による鐵道抵当原簿(以下「新原簿」という。)に改製しなければならない。
3 前項の改製は、旧原簿の用紙で現に閉鎖されていないものを新原簿に編てつしてするものとする。この場合において、鐵道財團ごとに新規則別記第三号様式(乙区に係るものを除く。)に準じて別紙を作成し、これの相当欄に旧原簿の用紙中の財團所属線路欄並びに鐵道財團所有者の名称及び住所欄に記載された事項を転記し、従前の表示をまつ消し、かつ、当該別紙を該鐵道財團の用紙とともに編てつするものとする。
4 第二項の改製を完了したときは、前項の規定により編てつした用紙(同項後段の別紙を含む。)は、新規則の規定による鐵道財團の用紙とみなす。この場合において、抵当権を設定したこと欄に記載された事項は、登録原因及びその日付欄に記載された事項とみなす。
5 第三項の規定により編てつした用紙には、新規則別記第三号様式に準じ、登録番号欄を設けなければならない。
6 第三項の場合において、旧原簿の用紙で閉鎖されたものがあるときは、これを鐵道抵当原簿に編てつしなければならない。
7 第二項の改製をした後に作成する鐵道抵当原簿の謄本又は抄本は、その鐵道抵当原簿の用紙と同一の様式により作成しなければならない。ただし、第四項の新規則の規定による鐵道財團の用紙とみなされる用紙に登録されている事項について謄本又は抄本を作成する場合においても、新規則の規定による鐵道財團の用紙に準じた様式によることを妨げない。
8 前項本文の規定は、第十項の規定により作成した鐵道抵当原簿の謄本又は抄本を作成する場合に準用する。
9 鉄道抵当法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第六十三号。以下「法」という。)附則第三項の規定によりなお適用される法による改正前の鐵道抵当法第二十条第一項の規定による催告があつた場合については、この省令の施行後も、なお旧規則第二十一条から第二十五条までの規定を適用する。
10 第二項から前項までの規定は、鐵道財團について準用する。
附 則 (昭和四年三月三一日運輸省令第九号) 1 この省令は、昭和四十一年四月一日から施行する。
2 1 この省令は、昭和四十二年八月一日から施行する。
3 1 この省令は、昭和四五年二月二〇日運輸省令第一〇号)
4 1 この省令は、昭和四十五年三月一日から施行する。
5 1 附 則 (昭和四二年七月三一日運輸省令第五六号) 抄
6 1 この省令は、昭和四七年三月二日運輸省令第七九号)
7 1 この省令は、昭和四七年四月一日から施行する。

2	民法の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第九十九号）附則第十八条の規定によりその例によるものとされた同法附則第二条ただし書の規定により効力を有する事項の登録については、なお従前の例による。
附 則	（昭和五〇年三月二八日運輸省令第九号）
この省令は、昭和五十年四月一日から施行する。	
附 則	（昭和五六年三月二十五日運輸省令第七号）抄
この省令は、昭和五六年四月一日から施行する。	
附 則	（昭和五七年三月二十四日運輸省令第四号）抄
（施行期日）	
1	この省令は、公布の日から施行する。
附 則	（昭和六二年三月二七日運輸省令第二九号）抄
（施行期日）	
第一条	この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。
附 則	（平成三年三月二二日運輸省令第二号）抄
（施行期日）	
1	この省令は、平成三年四月一日から施行する。
（経過措置）	
2	この省令の施行前にした申請に係る手数料については、なお従前の例による。
附 則	（平成六年三月三〇日運輸省令第一四号）抄
（施行期日）	
1	この省令は、平成六年四月一日から施行する。
（経過措置）	
2	この省令の施行前にした申請に係る手数料については、なお従前の例による。
附 則	（平成六年三月二九日運輸省令第九号）抄
（施行期日）	
第一条	この省令は、平成六年四月一日から施行する。
附 則	（平成六年九月三〇日運輸省令第四六号）抄
（施行期日）	
第一条	この省令は、行政手続法の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。
附 則	（平成七年五月八日運輸省令第三〇号）
（施行期日）	
この省令は、公布の日から施行する。	
附 則	（平成七年九月二九日運輸省令第五五号）
（施行期日）	
1	この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）	
2	この省令の施行前に改正前の鉄道抵当法施行規則第五号様式（以下「旧様式」という。）により鐵道財団目録を調製し、抵当権設定の登録をしてある者又は鐵道財団設定の認可申請書を提出した者は、前項の規定にかかるわらず、平成十二年三月三十一日までは、なお旧様式によることができる。
附 則	（平成九年三月二一日運輸省令第一五号）
（施行期日）	
1	この省令の施行前にした申請に係る手数料については、なお従前の例による。
附 則	（平成九年一一月一五日運輸省令第八〇号）
（施行期日）	
この省令は、平成九年四月一日から施行する。	
附 則	（平成一二年三月二二日運輸省令第九号）
（別記）	
1	（施行期日）
この省令は、平成十二年四月一日から施行する。	
2	（施行期日）
この省令は、平成十三年一月六日から施行する。	
附 則	（平成一二年三月二二日運輸省令第六五号）
（施行期日）	
1	（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。	
附 則	（平成一七年三月七日国土交通省令第一二号）抄
（施行期日）	
第一条	この省令は、公布の日から施行する。
附 則	（平成一八年四月二八日国土交通省令第五八号）
（施行期日）	
第一条	この省令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。
（経過措置）	
第二条	この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式又は書式による申請書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式又は書式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。
第三条	この省令の施行前にしたこの省令による改正前の省令の規定による処分、手続、その他の行為は、この省令による改正後の省令（以下「新令」という。）の規定の適用については、新令の相当規定によつてしたものとみなす。
附 則	（平成二六年四月一日国土交通省令第四四号）
（施行期日）	
1	（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。	
（経過措置）	
2	この省令の施行前に請求された鉄道抵当法第三十八条第一項の鉄道抵当原簿又は鉄道財団目録の謄本又は抄本の交付に係る手数料の額については、なお従前の例による。
附 則	（令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号）
（施行期日）	
この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。	
附 則	（令和二年一二月二三日国土交通省令第九八号）抄
（施行期日）	
1	（施行期日）
この省令は、令和三年一月一日から施行する。	

第一号様式（第六条関係）

第一号様式（第六条関係）
（別記）

鐵道抵當原簿

国土交通省

鐵道部
抵當原簿
國土交通省

第一号様式（第六条、第八条関係）

第一二号様式（第六条、第八条関係）

登録番号	登録用紙編綴の事由及び年月日
登録官吏印	登録用紙編綴の事由及び年月日

第三号様式（第七条関係）

(乙図の一)

(乙区の二)

号第 以上登録の年月日	号第 抵当権設定の年月日	号第 登録原因及びその日付	号第 特約事項	号第 担保すべき債権の範囲		号第 極度額	号第 抵当権の順位	号第 抵当権者の名称及び住所	号第 債権者の名称及び住所	番号	登録番号	
											乙区(抵当権)事項欄	乙区(抵当権)備考
					丁							

(乙区の三)

号第 以上登録の年月日	号第 抵当権設定の年月日	号第 登録原因及びその日付	号第 担保付社債の利率の最高限度	号第 担保付社債の総額を数回に分けて発行する旨の表示		号第 担保付社債の総額	号第 抵当権の順位	号第 抵当権者の名称及び住所	号第 債権者の名称及び住所	番号	登録番号	
											乙区(抵当権)事項欄	乙区(抵当権)備考
					丁							

備考 担保付社債の総額を数回に分けて発行する場合には乙区の三に、他の場合には乙区の一(根抵当権にあつては、乙区の二)によること。

第四号様式（第八条関係）

第四号様式（第八条関係）

鉄道抵当閉鎖原簿

国土交通省

第五号様式（第九条関係）
（略）

第六号様式（第十二条関係）

第六号様式（第十二条関係）

鉄道抵当権登録受附帳

国土交通省

				年受 月附 日ノ
				番受 号附
				目登録 的ノ
				氏申請 人名ノ
				備考